

介護認定申請に関するよくあるご質問

Q. 介護認定申請はいつすればいいの？

A. 病気やケガ・物忘れなどで、家事や入浴、排泄といった身の回りのことに支障が出始め、介護保険サービスの利用が必要になった時に申請を検討してください。

ただし、介護認定申請を受ける本人からすると、「自分にはまだ介護は必要ない」と考える方もおられますので、申請を検討時には、本人に話をしてから申請を行う方がよいでしょう。

※余命宣告を受けている方などは、急いで調査に何う必要がありますので、早めにご相談をお願いします。

Q. 今は自分のことは自分でできるけど、今後必要になったときのために申請したいのですが。

A. 介護認定には有効期間があります。(新規の場合は3か月～12か月)

介護保険サービスの利用予定のない状態で介護認定を受けても、実際に介護保険サービスが必要となった時期には、有効期間が終了していたり、ご本人様の状態が変わっていて、改めて「区分変更申請」が必要なケースがあります。

※更新・区分変更申請の場合も、その都度、新規申請と同じ手続きが必要となります。

※介護保険サービスは要介護度によって支給限度額が異なります。

Q. 現在入院しています。退院後に介護保険サービスの利用を検討しているのですが、 介護認定申請はどのタイミングですればよいですか？

A. 入院中は、医療保険が適用され、介護保険の利用はできません。

退院の1か月程前をめぐりに申請をしていただくとよいでしょう。

また、手術後すぐや、骨折等の怪我の直後ではなく、主治医と相談して心身の状況がある程度安定した時期が申請のタイミングです。

Q. 介護保険サービスが必要な時に申請をすると、 いざサービスを利用するとき結果が間に合わないのではないですか？

A. 介護認定の結果は、申請日にさかのぼって有効となります。

介護保険サービスの利用をお急ぎの方は、認定結果が出る前に暫定でサービス利用をすることも可能です。ただし、認定結果との違いによっては、自己負担が生じる可能性があります。

暫定でサービスの利用を希望される場合は、お住いの地域を担当する高齢者あんしん窓口へご相談ください。

おねがい

申請者が年々増加しており、認定結果を通知できるまでの期間が長くなっています。

必要とされる方に認定結果を少しでも早く通知するために、適切なタイミングでの申請にご協力をお願いします。

